

多機関協働事業（地域包括支援センター運営事業）業務委託仕様書

1 業務名 重層的支援体制整備事業

①多機関協働事業

②地域包括支援センター運営事業

2 受託者が運営する事業の概要等

- (1) 名称 厚真町（以下「町」という。）と受託者で協議のうえ決定する。
- (2) 担当地域 厚真町全域とする。
- (3) 業務時間 月曜日から金曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月30日から1月4日までを除く）の午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (4) 目的 地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することにより、複合課題や狭間のニーズへの対応を行うことができるよう相談支援体制を構築することを目的とする。
- (5) 業務の場所等
 - ① 執務室及び相談室は町が用意する。
 - ② インターネットへの接続が可能な環境は町が整備する。
 - ③ 業務に必要な備品に関する経費は、受託者が負担し、設備類等に係る契約についても町は一切関与しないものとする。

3 事業内容

次の各号に定める業務を行う。

(1) 多機関協働事業

『目的』

・本事業は、重層的支援体制整備事業における支援の進捗状況等を把握し、必要に応じて既存の相談支援機関の専門職に助言を行うこと、また、単独の支援関係機関では対応が難しい複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行う等の取組を通じて、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるとともに、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援することを目的とする。

①配置人員（包括化推進員） 1名

②業務内容

ア 基本的役割

- ☐ 複雑化・複合化した事例に対応する支援関係機関の抱える課題の把握
- ☐ 各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理
- ☐ 事例全体の調整機能の役割
- ☐ 必要に応じた相談者に対する面接及びアセスメント

イ 相談受付

- ☐ 相談窓口体制の周知・広報
- ☐ 相談の受付と利用申込の受理
- ☐ 支援関係機関との連携体制の構築・対応機関への引継ぎ支援
- ☐ 引継ぎ後の支援関係機関との情報共有

ウ アセスメント

- ☐ 支援方針等の検討を行うために必要な情報収集を支援関係機関へ依頼
- ☐ 必要に応じて直接のアセスメントの実施
- ☐ 情報収集を基にしたインテーク・アセスメントシートの作成及び重層的支援会議への提示

エ プラン作成

- ☐ (1) ウの結果を踏まえ、支援関係機関の役割分担や支援の目標・方向性を整理したプランの作成

オ 支援の実施

- ☐ プランに基づく支援の実施
- ☐ 支援関係機関からの情報収集による支援の実施状況の把握
- ☐ 必要に応じたプラン修正及び再プランの作成のための検討

カ 終結後の支援

- ☐ 支援終結後に支援関係機関と情報共有等ができる体制の確保

(2) 重層的支援会議

『 目的 』

・多機関協働の事業者が、町と支援関係機関、必要に応じて関係者を招待し、重層的支援会議を開催する。事例の内容に応じて、プランの適切性の協議、プラン終結時等の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討等を実施し、重層的支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施されることを目的とする。

①業務内容

ア 会議の開催

- ☐ 会議の日程調整及び支援関係機関への参加依頼

イ 会議開催のタイミング

- ☐ 多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援における、プラン策定時、再プラン策定時、支援終結の判断時、支援中断の決定時

(3) 地域包括支援センター運営事業

①包括的支援事業

前述の設置目的に沿って、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、包括的支援事業として次の業務を実施する。

②介護予防ケアマネジメント A 業務（法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号

二）被保険者が要介護状態等になることを予防するため、その心身の状況に応じて対処者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な次の援助業務を行うこと。

- (ア) 課題分析（アセスメント）の実施
- (イ) 介護予防ケアプランの作成
- (ウ) モニタリング（介護予防ケアプラン）
- (エ) 評価の実施

③介護予防ケアマネジメントB業務（法第115条の45第1項第1号二）
被保険者が要介護状態等になることを予防するため、その心身の状況に応じて対処者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な次の援助業務を行うこと。

- (ア) 課題分析（アセスメント）の実施
- (イ) 介護予防ケアプランの作成
- (ウ) モニタリング（介護予防ケアプラン）の適宜実施
- (エ) 評価の実施

④総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号）

総合相談支援業務は、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につながる等の支援を行うものである。

⑤権利擁護業務（法第115条の45第2項第2号）

権利擁護業務は、地域住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うものである。

高齢者虐待防止法、高齢者の養護に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づき次の業務を実施する。

(ア) 高齢者虐待への対応

- a 地域におけるネットワークを積極的に活用し、高齢者虐待の早期発見に努める。
- b 高齢者虐待に係る通報または高齢者等からの高齢者虐待を受けた旨の連絡を受けたときは、町と連携を図り、速やかに、対象者の安全の確認その他当該通報または届出に係る事実確認を行い、町及び関係機関とその対応について協議を行う。
- c 高齢者虐待の防止および虐待を受けた高齢者等の保護のため、高齢者等および養護者に対して、相談、指導、および助言を行う。
また、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導および助言その他必要な支援を行う。

(イ) 成年後見制度の活用促進

高齢者やその家族、関係機関等からの相談や実態把握により、その対象者の判断能力や生活状況等を把握した結果、医療機関の受診や福祉サービス利用等の契約に関して支援が必要な場合、経済的被害を現に受けているまたはその可能性がある場合、預貯金等の財産管理、

遺産相続等の支援が必要な場合等、成年後見制度を利用する必要があると判断した場合は、審判の申し立て支援を行う。

(ウ) 老人福祉法による措置に関する対応

高齢者等が養護者による虐待を受けている場合、認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族がいない場合等、保護の必要性があり、老人福祉法に基づく措置が必要と判断した場合は、町と連携を図り、必要な支援を行う。

(エ) 消費者被害の防止に関する対応

高齢者等がその家族、関係機関等からの相談や実態把握により、消費者被害またはそのおそれがあると認められる場合には、関係機関と連携を図り、必要な支援を行う。

(オ) 困難事例への対応

高齢者等やその家族に重層的な課題が存在している場合、高齢者等が支援を拒否している場合等、その対応が困難な事例を把握した場合は、センター職員が連携して対策を検討し、関係機関と連携を図り、必要な支援を行う。

(カ) 地域住民等に対する広報・啓発活動

高齢者虐待の早期発見、成年後見制度等の利用促進および消費者の防止のため、地域住民や関係機関を対象とした出前講座および研修会等の開催やパンフレットの作成配布を通じ、権利擁護業務に係る啓発活動を行う。

⑥包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第115条の4第2項第3号）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務は、地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医と介護支援専門員との連携はもとより他の様々な職種との多職種協働や地域の関係機関との連携を図るとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援および介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現させるため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行うものである。

(ア) 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

地域包括ケア実現のため、地域の居宅介護支援事業所等の介護支援専門員が包括的・継続的なケアマネジメントを実践できるよう次の業務を実施する。

- a 介護支援専門員と医療機関を含む関係機関やインフォーマルサービスとの連携・協働体制の構築支援
- b 介護支援専門員同士のネットワーク構築
- c ケアプラン指導研修や事例検討会、制度・施策等に関する情報提供等による介護支援専門員の実践力向上支援

(イ) 介護支援専門員に対する個別支援

介護支援専門員の資質向上を図る観点から次の業務を実施する。

- a サービス計画作成技術への助言、サービス担当者会議の開催支援等による日常的個別指導・相談
- b 支援困難事例に対する具体的支援方針の検討や指導・助言

⑦指定介護予防支援事業に関する業務（法１１５条の４５第２項第６号）介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行うものである。

ア 指定介護予防支援事業者届出

この指定介護予防支援の業務を行うため、開設までに指定介護予防支援事業者の申請を行い、法第１１５条の２２の規定に基づき、厚真町の指定をうけること。

イ 業務の実施

厚真町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成２７年４月１日施行）を遵守するものとする。

ウ 国民健康保険団体連合会への伝送

作成した介護予防サービス計画に基づき、被保険者に提供された介護予防サービスについて毎月末までの利用実績を翌月１０日までに地域包括支援センター支援システムに入力し、国民健康保険団体連合会へ提出する。

⑧一般介護予防事業（法第１１５条の４５第１項第２号）

ア 介護予防把握事業：地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動につなげる。

イ 介護予防普及啓発事業：介護予防活動の普及・啓発を行う。

ウ 地域介護予防活動支援事業：地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。

⑨一般介護予防事業評価事業

⑩地域リハビリテーション活動支援事業

⑪地域ケア会議

ア 支援困難、自立阻害、権利擁護などの個別課題を抱える高齢者が住み慣れた地域でできる限り生活を送るため、保健・福祉・医療の専門職の相互連携及びフォーマル、地域住民を主体としたインフォーマル資源を統合し、継続的かつ包括的なケア体制構築を目的とした地域ケア会議の開催。

イ 市町村が地域課題に対して開催する地域ケア会議のケース選定。

リ 地域ケア会議開催に係る個人情報の取り扱いについては、個人情報の提供内容、共有の範囲について、本人、家族から同意を得ること。ただし、以下に掲げるア、イ、ウに該当する場合には同意がなくても地域ケア会議を開催できることとする。

- ・ 高齢者虐待等の生命又は、法令に基づく場合
- ・ 本人の利益を守ることが優先される場合（緊急時）
- ・ 個別の事例による場合

（５）認知症地域支援・ケア向上業務

認知症地域支援推進員を配置し、当該推進員を中心として、医療・介護の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る。

- ① 認知症の人やその家族に対する相談支援
- ② 地域における医療、介護及び生活支援を行うサービスの連携したネットワークの形成
- ③ 認知症・認知症予防に関する普及啓発活動
- ④ その他の認知症支援に関する必要な業務
- ⑤ 認知症サポーターの養成

（６）その他

- ① 町および関係機関の連携に関する業務
- ② 地域密着運営協議会委員業務
- ③ 介護予防・生活支援サービス利用代行申請支援
- ④ 本業務委託契約の締結日以降、国の政令・省令等でセンターに関する新たな業務が発布された場合、その業務についても行うものとする。（別途、町と協議するものとする。）

４ 関係書類の提出

事業の遂行にあたり、契約締結後、適宜、本仕様書の内容に基づき以下の関係書類を作成し提出することとする。様式については、町の指示がないものについては任意とする。

（１）業務開始時

- ア 契約締結後３０日以内に、事業の目標及び事業の計画を定めた実施計画書を作成し、町へ提出し承認を得るものとする。
- イ 実施計画書等に変更が生じる場合は、事前に町の承認を得るものとする。
- ウ 実施計画書には、重層的支援体制整備事業移行準備事業に関する月間および年間の業務スケジュール、活動計画、その他町が求める事項を記載するものとする。
- エ 提出した実施計画は、町が定期的に評価を行い、指導等を行うものとする。

（２）年度末の報告

ア 業務完了後 4 月末までに決算報告書を町へ提出するものとする。

(3) その他

上記(1)及び(2)の他、町の指示に基づき、適宜、必要な書類を作成し、提出するものとする。

5 事業実績報告

次に掲げる事業実績を指定する様式において毎月 10 日までに町に提出すること。

「3 事業内容」記載事業

6 委託料の請求・支払

受託者は、委託料を概算払いにより請求できるものとし、概算払いを行う場合は委託料の請求書を町に提出すること。

概算請求を行わない場合は、業務完了後「5 実績報告」に規定する実績報告の審査終了後、委託料の請求書を翌月までに町に提出する。

町は、適法な請求書の受理後 30 日以内に委託料を支払うこととする。

7 協議事項

この仕様書に関し疑義が生じたとき又はこの仕様書に定めのない事項については、その都度、町と協議して決定するものとする。